

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第5部門第2区分
【発行日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【公開番号】特開2005-226701(P2005-226701A)

【公開日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2005-033

【出願番号】特願2004-34780(P2004-34780)

【国際特許分類】

F 16 D 48/02 (2006.01)

【F I】

F 16 D 25/14 6 4 0 H

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月22日(2007.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明によると、惰性走行条件を満たす場合にクラッチを断状態にすることにより、エンジン出力軸とトランスミッション入力軸間の動力伝達を解除する。こうして車両の惰性走行が行われることにより、車両の運動エネルギーがエンジンブレーキによって消費されることを抑え、エンジンの燃料消費量を低減することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 9】

そして本発明の要旨とするところであるが、コントロールユニット10は少なくとも車速が所定値aより高い惰性走行許可条件を満たすか否かを判定する許可条件判定手段と、この惰性走行許可条件を満たす場合にアクセルスイッチ8がONになるとともにブレーキスイッチ9がOFFになる惰性走行条件を判定する惰性走行条件判定手段と、この惰性走行条件にてクラッチ2を切り離すクラッチ切断手段とを備え、エンジン出力軸とトランスミッション入力軸間の動力伝達を解除して惰性走行が行われる。